

九州大学ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター「リーンスタートアップ演習（特論）」講座規程

令和４年度九大規程第１７号
制 定：令和 ４年 ７月１９日

（趣旨）

第１条 この規程は、ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センターにおいて開設する「リーンスタートアップ演習（特論）」講座（以下「講座」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条 講座は、デザイン思考に関する知識と技術等を修得させ、理論と実践力を身につけ社会における新たな価値創出に寄与する人材育成を目的とする。

（講座の募集人員）

第３条 講座の募集人員は、別表のとおりとする。

（受講資格）

第４条 講座を受講できる者は、就業した経験がありデザイン思考の手法を体系的に学ぶことを希望する者とする。

（受講の申請）

第５条 講座を受講しようとする者は、所定のウェブサイトから、ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター長（以下「センター長」という。）に申請しなければならない。

（受講の許可）

第６条 センター長は、前条の申請を行った者のうちから、専門領域、経験、募集人員等を総合的に考慮して講座の受講を許可する。

（受講料）

第７条 受講を許可された者は、所定の期日までに受講料を納付しなければならない。

２ 前項の受講料の額は、別表のとおりとする。

３ 既納の受講料は、返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由又は本学の都合により講座の全部又は一部を中止したときは、受講料の全部又は一部に相当する額を還付することができる。

（修了証書）

第８条 センター長は、所定の講座のコースを修了した者に対し、修了証書を授与する。

（事務）

第９条 講座に関する事務は、研究・産学官連携推進部産学官連携推進課において処理する。

（補則）

第１０条 この規程に定めるもののほか、講座の実施に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和４年７月１９日から施行する。

別 表（第３条及び第７条第２項関係）

（募集人員及び受講料）

募集人員	受講料	備 考
１５名	１７１，０００円	３０コマ以上４２コマ以内